

審議案件に関する概要

令和 2 年 1 0 月 1 5 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 2 年 4 月 2 4 日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
旭川電気軌道株式会社 代表取締役 河西 利記	旭川市 3 条通 1 8 丁目左 3 号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) 旭川 4 条通 1 丁目複合施設 旭川市 4 条通 1 丁目 2 4 2 0 - 1、 2 2 4 1 - 6、2 2 4 1 - 5、3 1 2 7	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北 2 4 条東 2 0 丁目 1 番 2 1 号	
(3) 新 設 日	令和 2 年 1 2 月 2 5 日	
(4) 店舗面積の合計	1, 1 7 4 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	6 0 台
	駐輪場の収容台数	1 0 台
	荷さばき施設の面積	3 0 m ²
	廃棄物保管施設の容量	6 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前 7 時 0 0 分 ~ 翌午前 0 時 0 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 6 時 3 0 分 ~ 翌午前 0 時 3 0 分
	駐車場の出入口数	出入口 3 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 3 7 台 < 設置台数 6 0 台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に 9 台確保
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	1 0 台 ・ 自動二輪車の来客は少ないことが予想されるが、来客駐車場で対応することが可能と考える。 ・ 既存類似店舗の実績により 1 0 台で不足することはない。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート、遮断機はなく、入庫待ちは発生しない。
	搬入車両等の誘導	・ 荷さばきは処理能力 1 時間あたり 3 台に対

				し、1時間あたり1台搬入とし、各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。 ・一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。		
	歩行者の安全対策			・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設け、ドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・来店車両に対し、各出入口に看板を設置し、注意喚起をし、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。		
	交通整理員の配置			・開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努める。配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。		
	除排雪による堆積方法			・除排雪業者と契約し、降雪10cm以上で出勤し店舗開店前までに終了させる。堆積場の雪は、適時排雪し来客用駐車台数の確保に努める。また、公道に堆積した雪により、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪に努める。		
	その他			・従業員駐車場は、9台を敷地内に整備する。冬季、雪堆積場とする場合、従業員は公共交通機関を利用して通勤し、場合によっては月極駐車場に駐車させる。 ・身体障害者用駐車マスは、店舗入口付近に整備する。		
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	60dB	43dB	○	
		2	60dB	32dB	○	
		3	60dB	36dB	○	
		4	60dB	41dB	○	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	50dB	32dB	○	
		2	50dB	25dB	○	
		3	50dB	28dB	○	
		4	50dB	30dB	○	
	夜間の音源毎最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	空調機	50dB	49dB	○
		a2	冷凍機	50dB	42dB	○
		a3	排気①	50dB	44dB	○
		a4	排気②	50dB	44dB	○
		a5	排気③	50dB	44dB	○
		a6	排気④	50dB	53dB	△
		a7	排気⑤	50dB	53dB	△
		a8	排気⑥	50dB	53dB	△
		a9	排気⑦	50dB	51dB	△
a10		排気⑧	50dB	51dB	△	
a11		排気⑨	50dB	51dB	△	
c1		自動車走行音	50dB	58dB	△	
c2	自動車走行音	50dB	70dB	△		

	d1	ドア開閉音	50dB	68dB	△
	d2	ドア開閉音	50dB	66dB	△
敷地境界で規制基準値を超える、a6、a7、a8、a9、a10、a11、c1、c2、d1及びd2について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。					
	再計算点	規制基準値	予測結果	備考	
	A1	50dB	25dB		
	c1'	50dB	44dB		
	c2'	50dB	43dB		
	d1'	50dB	47dB		
	d2'	50dB	44dB		
	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止を行うように指導する。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は午後10時から午前6時までは行わない。 		
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・計画的搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮し、搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。 		
	付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮する。 		
	青少年の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後は駐車場のすべての出入口をチェーンバリカー等で閉鎖し、騒音対策を講じる。 		
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させる恐れがある場合については、適切な対応策を講じる。また、住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応を図る。 		
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備		指針容量 5.4m ³ < 設置容量 6m ³		
	保管場所の位置、構造等		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設は屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはない。 		
	運搬・処理対策		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法律や条令に基づき適切に処理を行うよう指示する。 		
	減量化、リサイクル等		<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。 		
	調理臭、悪臭の飛散防止		<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設では、調理等を行わないので調理臭は発生しない。 ・在庫管理を徹底し、食品ロスにならないように努めるが、食品の廃棄がある場合には、商品パッケージが包装されているため悪臭は発生しない。 		
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させる恐れがある場合、適切な対応策を講じる。 		
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じ 				

		ることがないよう照明は駐車場内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 ・当該店舗の立地する地域において街並みづくりが行われる場合、取組みを阻害することのないよう調和を図る。
(5) 防災対策への配慮		・地方公共団体等から災害時の避難場所として、駐車場等敷地等の一部使用あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底し防犯を図る。 ・所轄警察署との連携を図り管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会 (北海道警本部交通規制課、旭川東警察署交通第一課)	協議済み
	地元市町村 (旭川市経済部経済交流課、地域振興部都市計画課、環境部環境指導課、学校教育部学校保健課)	協議済み
	道路管理者 (北海道開発局旭川開発建設部旭川道路事務所総務課、旭川市土木部土木管理課)	協議済み
	その他関係機関(新町小学校、日章小学校、青雲小学校、中央中学校)	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5. 道(上川総合振興局連絡調整会議)の意見案

意見なし
